

計量法関係様式への押印の見直しについて

令和3年2月
計量検定所

この度、計量法に関係する経済産業省令の一部改正により、届出・申請の様式への押印が不要になる様式があります。

該当する様式には、ダウンロードコーナーでリンクに『【押印不要】』の表記をしましたので、御確認ください。

なお、この Web サイトの様式のダウンロードコーナーは段階的に新様式への切換を進めて参りますが、当分の間、旧様式であっても押印せず使用していただいて結構です。

【お問合せ先】

- ・事業者の届出・登録に関すること
指導課 電話 024-521-7655
- ・計量器の検定及び検査に関すること
検定・検査課 電話 024-521-7657

FAX 及びメールは共通です。

F A X 024-521-7978

メール keiryoun@pref.fukushima.lg.jp